

エネファームtypeSを購入されたお客さまへ
東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と
都市ガス使用契約を締結しているお客さま限定

エネファームtypeS 発電余剰電力買取のご案内



エネファームtypeS
アイシン2022年度モデル

エネファーム専用暖房給湯器
ノーリツ標準タイプ



※1 ここでいう発電余剰電力とは、エネファームtypeSで発電した電力のうち、ご家庭の電力使用量を上回る電力のことを意味します。本カタログでは、「発電余剰電力」を「余剰電力」として表記します。

エネファームtypeSで発電し、ご家庭で使われなかった電力を東邦ガスへ売電できます！

売電量に応じて、ご入金！

期間 1年間

当社がお客さまからのお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日から1年間とします。なお、買取期間途中での解約も可能です。買取期間満了日の3か月前までにお客さまもしくは当社からの申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以降も同様としますが、買取開始日から10年間を限度とします。ただし、お客さまは、10年間の経過後に、当社との間で余剰電力買取に係る新たな契約を改めて締結できるものとします。

条件 以下の条件(1)～(5)を全て満たしている必要があります。

- (1) エネファームtypeSを設置した場所において、当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結しているお客さまで、発電余剰電力買取規約(P6～7参照)を承諾の上、お申込みいただくこと。
- (2) 当社が対象機種として定めたエネファームtypeSをお申込み時点で設置済みであること、またはお申込み日から起算して6か月以内に設置すること。
- (3) エネファームtypeSからの発電余剰電力量のみを、スマートメーター^{※2}で計量できること。すなわち、他の電力供給設備からの供給電力がスマートメーター^{※2}の計量値に含まれないこと。なお、差分計量は適用外。
※2 送配電事業者^{※3}が設置するスマートメーターを意味します。
※3 本カタログでは、送配電事業者は中部電力パワーグリッド(株)のことを指します。
- (4) 発電設備(太陽光発電等)または蓄電池を併設しないこと。
- (5) 高圧一括受電物件でないこと。

注意 電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止、または余剰電力買取制度を廃止することがあります。

○詳しくは規約(P6～7)をご覧ください。

トへの掲示をもって通知がお客さまに到達したものとみなします。なお、当社がお客さまに対し書面より通知をする場合は、申込書に記載された住所へ送付するものとし、当該書面の到達に合理的に必要な時間の経過をもってお客さまに到達したものとみなします。

(3) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、買取単価を変更します。

13.お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について

- (1) お客さまの情報は適切に取り扱うとともに、東邦ガスグループ、リベナス エネドゥ、エネドゥからのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- (2) お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて送配電事業者、電力広域的運営推進機関、販売店・施工店等および業務委託先に提供させていただく場合があります。
- (3) 当社は、3. (3)または(4)の事実を確認するため、送配電事業者より、お客さまの電気供給契約の情報を取得する場合があります。
- (4) お客さまおよび送配電事業者から当社が提供を受けた個人情報、エネルギー消費の分析や機器開発等に使用させていただきます。その場合、個々のお客さまのデータは必ず統計的に処理するものとします。
- (5) お客さまは、当社が発電余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- (6) その他、発電余剰電力買取に関する取材や取材内容のカタログ・ホームページ等への掲載、余剰電力発電についてのPR等をお客さまにお願いする場合があります。
- (7) 上記に加え、関係法令、官公庁および送配電事業者からの指示に従い、当社はお客

さまの情報を当該官公庁および送配電事業者に対して報告できるものとします。
(8) お客さまには、送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給等約款を遵守していただきます。

14.当社の免責事項

- 次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。
- (1) 地震等の天災が発生したことにより、または戦争、暴動等により非常事態が生じたことにより、発電余剰電力買取の継続が困難になった場合。
 - (2) エネファームtypeSの故障や経年劣化等、エネファームtypeS本体に起因する事由、また電圧上昇抑制機能等の動作によって買電量が減少した場合。
 - (3) 送配電事業者からの検針値の提供が遅延したことにより、買電量および買電額のお知らせならびに買電額の入金が遅延した場合。また、当社の責めによらない事由により、送配電事業者より適切な検針値の提供が行われず、買電額の算定ができない場合。
 - (4) お客さまのお申込み時の誤記、振込先口座の変更等により、買電額の入金ができなかった場合。
 - (5) お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。
 - (6) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。

15.その他

- (1) 発電余剰電力買取へのお申込みの際に、第三者への費用の支払いが発生する場合、お客さまにご負担いただくものとします。
- (2) 今後、法令等の新設または改正によって、発電余剰電力に環境価値の権利を取得できるようになった場合は、この権利の帰属について、当社と協議していただきます。

【別表1】発電余剰電力買取 対象機種一覧表

1.適用

本対象機種一覧表は、当社が実施する発電余剰電力買取制度の対象機種を定めるものです。

2.対象機種

対象機種のメーカーおよび型式は燃料電池発電ユニットにて規定します。なお、エネファームtypeSに接続する給湯器または暖房給湯器、リモコン等の組合せは、原則として、当社が指定しているものとしますが、その他当社が定める事項がある場合は「別途、定める事項」に記載します。

メーカー	燃料電池発電ユニットの型式	別途、定める事項
東邦ガス(株)	NT-0722ARS-KBC NT-0722ARS-KBDC NT-0720ARS-KC NT-0720ARS-KBC NT-0718ARS-KC NT-0718ARS-KBC NT-0716ARS-KC NT-0716ARS-KBC	(特になし)

3.変更

対象機種に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。

【別表2】発電余剰電力買取 買取単価表

1.適用

本買取単価表は、当社が実施する発電余剰電力買取の買取単価を定めるものです。

2.買取単価

買取単価は、当社が実施する発電余剰電力買取の買取単価を定めるものとします。

買取単価	$6.06 + 0.120 \times \text{平均原料価格(円/㊦)} \div 1,000$ (円/kWh) (単価は毎月変動します。)
備考	(1) 消費税を含む額です。 (2) 上記で算定される値の小数点第3位以下の端数は切り上げます。 (3) 買取額算定にあたって月毎に定める平均原料価格は、当社が実施する発電余剰電力買取の平均原料価格に準じます。

※消費税率とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。※本規約の6.(2)で算定される買取額に含まれる消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額)は下式により算定します。
買取額に含まれる消費税相当額(1円未満の端数切り捨て) = 買取額 × 消費税率 / (1 + 消費税率)

3.変更

買取単価に変更がある場合は、本規約の12.(2)に従い、お客さまに通知させていただきます。

東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局

お問い合わせは ☎ 0120-023-036 (月～金9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く)

〒464-8790 日本郵便株式会社 千種郵便局 私書箱第152号 東邦ガス エネファーム余剰電力買取係

個人情報の取扱いについて

- お客さまの情報は適切に取り扱うとともに、今後東邦ガスグループ、リベナス エネドゥ、エネドゥからのお知らせ、商品やイベントのご案内の送付等に利用させていただく場合があります。
- お客さまの情報は、エネファーム余剰電力買取運営のために、必要な限りにおいて送配電事業者、販売店・施工店等、業務委託先に提供させていただきます。

エネファーム余剰電力買取においてお客さまには、次の各項目をご了承いただきますようお願いいたします

- お客さまの売電量データは、エネルギー消費の分析や機器開発などに使用させていただきます。その場合、個々のお客さまのデータは統計的に処理します。
- 当社がエネファーム余剰電力買取に関するアンケートを実施する場合、ご協力いただきます。
- その他、エネファーム余剰電力買取に関する取材や、取材内容のカタログ・ホームページ等への掲載、エネファーム余剰電力買取のPRなどをお客さまにお願いする場合があります。
- 国による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」や関連法案等が変更された場合、エネファーム余剰電力買取は変更または終了する場合があります。

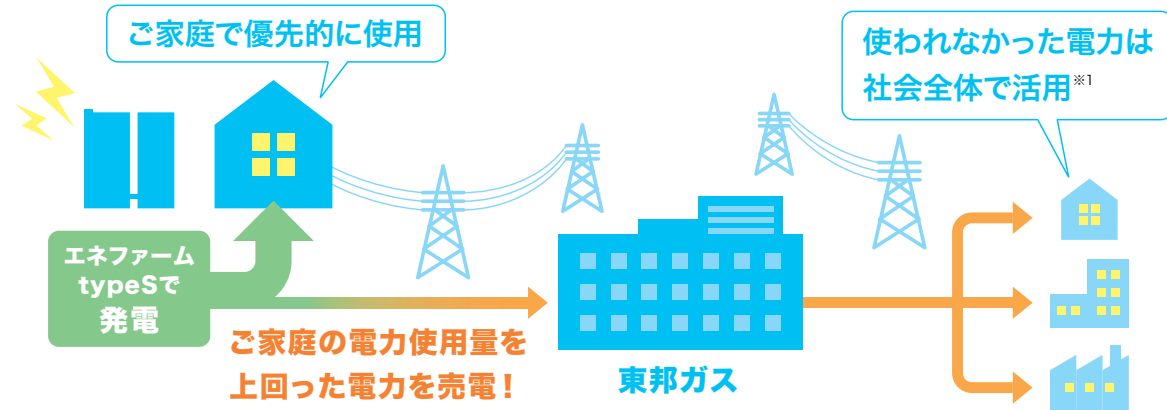
◎本カタログの仕様等は2022年3月現在のものです。変更することがございますのでご了承ください。

◎「エネファーム」および「ENE・FARM」は、東邦ガス(株)、大阪ガス(株)、ENEOSの登録商標です。

余剰電力買取について

余剰電力買取イメージ

エネファームtypeSで発電した電力は、ご家庭で優先的に使用されます。発電した電力の内、ご家庭の電力使用量を上回る電力を、東邦ガスに売電することができます。その売電量に応じて、東邦ガスからお客さまの指定口座に入金します。



○イメージ図であり、実際の電気の流れ方とは異なります。

お客さまから買い取った電力は、社会全体で活用^{※1}されます。発電効率が高い^{※2}エネファームtypeSによる電力を有効活用することにより、CO₂削減につながります。

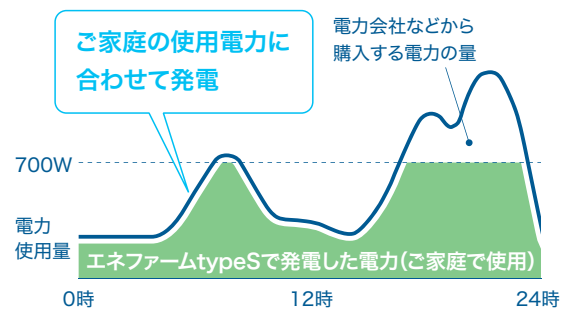
※1 東邦ガスの電力小売事業の電源の一部として活用(2022年4月時点)。

※2 エネファームtypeS(NT-0722ARS-KBC、NT-0722ARS-KBDC、NT-0720ARS-KC、NT-0720ARS-KBC)の発電効率:55%(JISC8823に基づく測定値。LHV(低位発熱量:燃料を燃焼させた時の水蒸気の凝縮潜熱を含めない発熱量)基準(余剰電力買取をしている場合等、約3時間以上安定して定格発電を継続した際の発電効率です。上記以外の場合、定格発電効率は54%となります。)。また、NT-0718ARS-KC、NT-0718ARS-KBC、NT-0716ARS-KC、NT-0716ARS-KBCの発電効率は52%です。)。火力発電による発電効率:約44%(「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」から東邦ガスが算定。)。詳しくは、「エネファームtypeS」カタログをご確認ください。

エネファームtypeS 運転イメージ

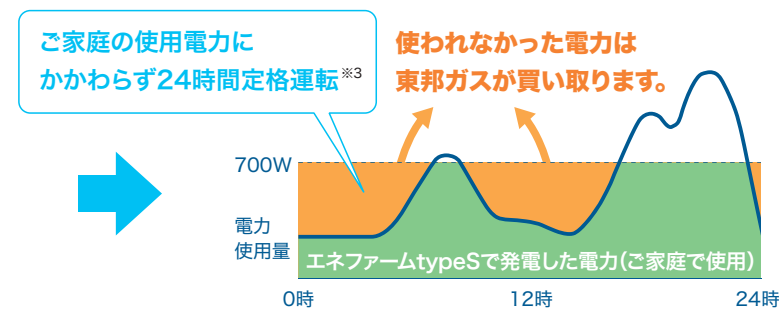
余剰電力買取を行わない場合

電力使用量に合わせて、24時間連続運転^{※3}を行います。



余剰電力買取を行う場合

電力使用量にかかわらず、24時間定格運転(700W)^{※3}を行います。電力使用量が少ない時間帯は、発電した電力がご家庭の電力使用量を上回ります。発電した電力のうち、ご家庭で使われなかった電力は、東邦ガスが買い取ります。



○イメージ図

※3 ガスメーターの保安機能を正常に作動させるため、26日間連続して運転した後、27日目に24時間以上、発電を停止します。また、1日に2~3回約6分間発電出力が低下します。

○発電時に発生する熱の一部はエネファームtypeSに接続されている給湯器等に供給される水の予熱に利用しますが、給湯利用時は必ずエネファームtypeSに接続されている給湯器等にてガスを燃焼させてお湯をつくります。このほか、温湯暖房のお湯は、すべてエネファームtypeSに接続されている給湯器等にてガスを燃焼させてお湯をつくります。

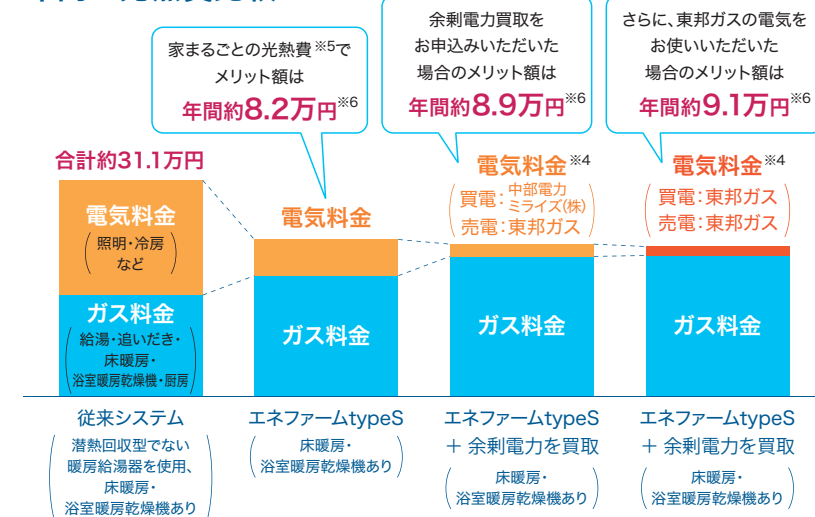
○貯湯タンクがお湯でいっぱいの場合、貯湯タンクのお湯をラジエータで放熱しながら運転を継続します。

○詳しくは「エネファームtypeS」カタログをご確認ください。

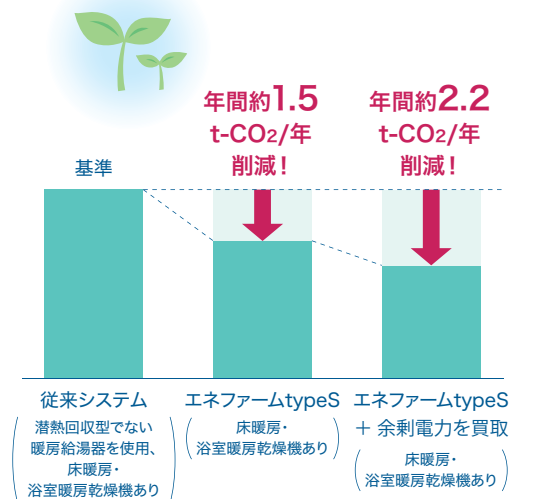
余剰電力買取によるメリット

エネファームtypeSを定格運転し、さらに、家で使われなかった電力を売電することにより、従来システムに比べて電気料金^{※4}を大きく削減。ガスを使って発電する分、ガス料金は増えますが、電気料金とガス料金の合計から売電収入を差し引いたトータルで、従来システムと比べてコストダウンが可能です。また、発電した電力を社会全体で活用^{※1}することにより、CO₂削減にも貢献します。

※5 年間の光熱費比較



年間のCO₂排出量



※4 ここでいう電気料金とは、お支払いの電気料金から売電収入を差し引いた年間の金額の合計を意味します。

※5 ここでいう光熱費とは、電気料金とガス料金をあわせた年間の金額の合計を意味します。余剰電力を買い取る場合は、更に売電収入を差し引きします。

※6 エネファームtypeSアイシン2022年度モデルの場合。詳しい試算条件は、下表を確認ください。

注意 余剰電力買取する場合、昼夜を問わずエネファームtypeSは定格運転することからガス使用量は、従来システムと比べて大きく増加します。このため「エネファーム料金」(選択約款)のお申込みをおすすめします。エネファーム料金は、一般料金との比較においては、25m³/月以上のガスをお使いいただいた場合(余剰電力買取の場合、25m³/月以上のガスを使用します)、エネファーム料金の方が安くなります。

【試算条件】 ●このパンフレット記載の数値(年間光熱費など)は、下記の試算条件で算出しています。

●実際の光熱費は、家族構成・生活パターン、建物、使用機器や使用方法によって異なります。また、気温や水温によっても異なります。

●導入時に初期費用(ガス機器購入費や設置工事費など)が必要となります。

●一次エネルギー換算係数:電気9.76MJ/kWh、ガス45MJ/m³。

家族構成	○4人家族	建物構造	○戸建2階 延べ床面積120.08m ² 間取り:LDK/29.81m ² 寝室/13.25m ² 子供部屋/10.76m ² 子供部屋/10.77m ² 和室/16.56m ² ○熱損失係数Q値=2.7W/m ² K(平成11年省エネ基準IVb地域相当)
使用機器(主なもの)	○エネファームtypeS 余剰電力買取 ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機	○エネファームtypeS ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機	○ガス暖房給湯器(潜熱回収型でないタイプ) ○ガスコンロ ○エアコン ○ガス温水床暖房 ○ガス温水浴室暖房乾燥機
適用料金	共通条件 ○ガス料金・割引メニュー、電気料金・割引メニューは、2022年3月時点のもの(それぞれ東邦ガス、中部電力ミライズ(株)の該当月の基本料金及び原料(燃料)調整費および消費税10%等相当額を含む。)。なお、ガス料金、電気料金は、原料・燃料価格の変動に応じ、毎月見直されます。金額は1,000円未満を四捨五入。	個別条件 買電量1,082kWh、ガス使用量1,715m ³ 、売電量1,853kWh ○ガス:家庭用燃料電池契約(床暖房割引) ○電気:東邦ガス ファミリープラン50A 家庭用燃料電池割引 中部電力ミライズ(株) おとくプラン 50A	個別条件 買電量1,379kWh、ガス使用量1,423m ³ ○ガス:家庭用燃料電池契約(床暖房割引) ○電気:中部電力ミライズ(株) おとくプラン 50A
	個別条件 買電量5,074kWh、ガス使用量1,008m ³ ○ガス:家庭用床暖房契約2種(乾燥割引) ○電気:中部電力ミライズ(株) おとくプラン 50A		
試算条件・その他	○調理:給湯・暖房・冷房の負荷は国立研究開発法人建築研究所が公開する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報(住宅)」(以下、省エネ基準)に基づき、東邦ガスにて設定。外気温および日射量は省エネ基準の地域区分「6地域」、年間日射量地域区分「A4」相当。○浴室暖房乾燥機は、暖房は週5回、衣類乾燥は週1回使用。暖房および、乾燥に要するエネルギー量は東邦ガス調べ。○家電・照明等の電力負荷は、当社が過去にエネファームのご提案をさせていただいた際に毎月の電力負荷をご回答いただいたお客さまの電力負荷の中央値を基に東邦ガスにて設定。○LDKは冷房をエアコン、暖房は床暖房を使用。その他の部屋の冷暖房はエアコンを使用。○電気(買電量や売電量)・ガス使用量などのエネルギー計算は省エネ基準を参考に東邦ガスにて独自に計算。		
年間負荷	○調理:2.1GJ ○給湯:18.1GJ ○暖房:12.6GJ ○冷房:11.5GJ ○浴暖:1.0GJ ○家電・照明等:14.4GJ		

○ガスのCO₂排出量原単位=2.29kg-CO₂/m³(東邦ガス調べ)

○電気のCO₂排出量原単位=0.66kg-CO₂/kWh(火力発電の場合、平成28年5月「地球温暖化対策計画」)

特にご注意いただきたいこと

発電設備(太陽光発電等)や蓄電池が併設される場合、余剰電力買取の適用はできません。

○発電設備(太陽光発電等)や蓄電池を追加で設置された場合、本買取契約は解除されます。事前に東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。

高圧一括受電物件は、余剰電力買取の適用はできません。

○高圧一括受電とは、高圧電力をマンション全体分まとめて購入し、マンション敷地内の受電設備で低圧に変換し、マンション内の共用部および専有部分各戸へ共有することを指します。

買取単価は毎月変動します。

○買取単価の計算方法はP3をご確認ください。

買取額の入金は年1回となります。

○お客さま都合による入金回数及び時期の変更はできません。

お申込みから買取開始まで、少なくとも1か月、場合によっては3か月程度かかることがあります。

○送配電事業者との手続き状況によっては、さらに、時間がかかる場合があります。

余剰電力買取を行うことにより、毎月のガスの使用量は増加します。

○昼夜を問わず、定格運転するためガス使用量は増加します。このため、「エネファーム料金」(選択約款)のお申込みをおすすめします。

余剰電力買取による光熱費メリットは保証されるものではありません。

○家族構成、生活パターン、使用機器や使用方法、ガス料金および電気料金の変動等のため、光熱費メリットは保証されるものではありません。

エネファームtypeSを設置した場所において、東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約のあるお客さまに限定させていただきます。

○ガス使用契約とエネファームtypeS発電余剰電力買取契約の名義は同一としてください。

東邦ガスまたは東邦ガスがガス小売事業者となるガス取次事業者とのガス使用契約が解除された場合、本買取契約も解除されます。

○解約後、送配電事業者との調整および、エネファームtypeSの設定変更等を実施しますのでご協力をお願いします。

よくあるご質問 Q & A

Q エネファームtypeSであれば、全ての機種において余剰電力買取の対象になりますか？

A NT-0722ARS-KBC、NT-0722ARS-KBDC、NT-0720ARS-KC、NT-0720ARS-KBC、NT-0718ARS-KC、NT-0718ARS-KBC、NT-0716ARS-KC、NT-0716ARS-KBCに限られます。その他は機器が対応できておらず、余剰電力買取を実施することができません。

Q 余剰電力買取への申込みに際し、費用は発生しますか？

A エネファームtypeSの設定等に別途費用がかかる場合、配線工事等の別途工事が発生する場合や送配電事業者より費用を請求される場合、その費用はお客さま負担になります。

Q 買取開始日はいつになりますか？

A 買取開始日は、余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定作業が完了した日となります。

Q 買取量はどのように測っていますか？

A 送配電事業者が行う検針により確定します。なお、検針値は当社が送配電事業者より入手いたします。

Q 振込口座を変更したいのですが、可能ですか？

A 可能です。東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。

Q 余剰電力買取の解約は可能ですか？

A 可能です。東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局までご連絡ください。お引越し等が伴う場合は、転居前に必ず東邦ガス・エネファーム余剰電力買取事務局にご連絡ください。送配電事業者に対して系統連系手続き及び発電量調整供給の解除に伴う書類作成、お客さまのエネファームtypeSの設定変更等にご協力いただくことが必要です。

エネファームtypeS発電余剰電力買取規約 2022.4

1.目的

本規約は、東邦ガス株式会社(以下「当社」といいます。)による家庭用燃料電池コージェネレーションシステムtypeS(以下「エネファームtypeS」といいます。)の発電余剰電力の買取りの条件および手続き等を定めることを目的といたします。

2.用語の定義

- エネファームとは、ガスを一次エネルギーとして電気化学反応により発電を行うとともに、その際に発生する熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力(機器容量)が400W以上5kW未満のものをいいます。
- 「発電余剰電力」とは、エネファームtypeSの発電電力のうち、当該エネファームtypeSを設置されたお客さまが自ら消費する電力を上回った電力のことをいいます。
- 「買電」とは、当社がお客さまから買取りを行った発電余剰電力のことをいいます。

3.適用条件

当社が、お客さまの発電余剰電力を買い取るには、次の適用条件をすべて満たすことが必要です。

- エネファームtypeSを設置した場所において、当社または当社がガス小売事業者となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結しているお客さまで、発電余剰電力買取にお申し込みいただくこと。
- 別表1に定める「発電余剰電力買取 対象機種一覧表」に記載されている機種をお申込み時点で設置済みであること、またはお申込み日から起算して6か月以内に設置すること。
- エネファームtypeSからの発電余剰電力量のみを、送配電事業者が設置する電力計で計量できること。すなわち、他の電力供給設備からの供給電力が当該電力量計の計量値に含まれないこと。なお、差分計量は適用外。
- 発電設備(太陽光発電等)または蓄電池を併設しないこと。

4.当社へのお申込み

- 発電余剰電力買取の契約をご希望されるお客さまは、本規約をご承諾いただいた上で、当社所定の様式により当社にお申し込みいただけます。また、あわせて当社が送配電事業者に提出する系統連系手続きおよび発電量調整供給に関する書類作成にご協力いただけます。
- 当社はお客さまが3.に定める適用条件をすべて満たしていると判断した場合に、(1)のお申込みを承諾します。
- 当社は(1)のお申込みの承諾に先立って、送配電事業者に対し、発電量調整供給に関する申請を行います。申請にあたり、お客さまは、お客さまの情報を提供することをご承諾いただいたものとします。
- 当社は送配電事業者と協議の上、発電余剰電力の買取開始日を定めます。当該買取開始日に、発電余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定を行います。
- 発電余剰電力買取の実施に際し、エネファームtypeSの設定に係る費用が別途発生する場合、配線工事等の別途工事を行う場合、および送配電事業者より費用を請求される場合等の当該費用はお客さまにご負担いただきます。
- (1)～(5)の定めにかかわらず、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、当社は発電余剰電力買取の新規申込みを休止もしくは中止し、または発電余剰電力買取制度を廃止することがあります。

5.契約期間

- 発電余剰電力買取の契約は4.(2)に基づき当社がお申込みを承諾し、4.(4)にある買取開始日をもって契約成立日とします。
- 契約期間は契約成立日から1年間とします。なお、契約期間満了日の3か月前までにお客さまもしくは当社からの申し出がない場合は、自動的にさらに1年間延長されるものとし、以降も同様としますが、(1)に定める最初の契約成立日から10年間を限度とします。ただし、お客さまは、当該10年間の経過後に、当社との間で発電余剰電力買取に係る新たな契約を改めて締結できるものとします。

6.買電額の計測・算定

- 買電量は送配電事業者が行う検針により確定するものとし、検針値は当社が送配電事業者から入手するものとします。
- 買電額は送配電事業者が計量する毎月の買電量を元に、当該月の「買取単価×買電量」により算定するものとします。なお、毎月の買電額の単位は1円とし、その端数は切り上げます。
- 買取単価は、別表2に定める「発電余剰電力買取 買取単価表」に従うものとします。
- 買電量の算定期間は原則として、毎月初日から末日までとします。
- お客さまと小売電気事業者との契約が未締結の場合、当社の責めによらない事由により送配電事業者より適切な検針値の提供がされない場合等においては、買電額が算定できないため0円として取り扱います。

7.買電額の入金

- 当社は、契約期間における毎年4月1日から翌年3月末日まで(この期間内に買取開始日を含む月(以下「買取開始月」といいます。))が含まれる場合は、買取開始月から翌年3月までとし、買取開始月が3月である場合は3月のみとします。また本契約の終了月が含まれる場合は、当該契約終了月までとします。)の買電量をまとめて、翌年の6月末日までに買電額をお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いいたします。
- 買電額のお支払いは金融機関への口座振込のみによるものとします。
- お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更はできません。ただし、振込先口座の変更は可能です。
- 買電量および買電額については、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレス、当社Webサイト等を通じてお知らせします。また、当社にご連絡いただければ口頭にてお知らせします。その他の対応はいたしません。
- 当社と都市ガス使用契約もしくは電気受給契約またはその両方を締結し、その料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、ガス料金もしくは電気料金またはその両方の料金のお支払いがなされるまで、買電額のお支払いを留保させていただきます場合があります。

8.設置確認等

- 当社は、お客さまのエネファームtypeS等の設置の有無および使用状況を確認させていただく場合があります。この場合には、お客さまには、正当な事由がない限り、当社またはエネファームtypeSの販売店・施工店によるお客さまの敷地および住宅への立ち入りを承諾していただきます。
- 発電余剰電力買取の実施に必要なエネファームtypeSの設定は、当社またはエネファームtypeSの販売店・施工店等にて実施します。お客さまご自身で設定することはできません。
- 買電額の振込先口座等、お客さまの情報に変更がある場合は、すみやかに当社までご連絡ください。
- エネファームtypeSを撤去する場合、再生可能エネルギーの固定買取制度の対象となる発電設備を併設する場合等、3.に定める適用条件を満たさなくなる変更の場合は、必ず当該変更前に当社に連絡していただきます。その際、必要な手続きがある場合は、別途お客さまに連絡させていただきます。

9.買取りの停止

- 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力の買取りを一時的に停止することができます。
 - お客さまがご契約されている小売電気事業者への債務不履行により、電気の供給が停止された場合。
 - 送配電事業者の都合により、電気の供給が制限または停止された場合。
 - お客さまが送配電事業者が定める託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守せず、発電量調整供給を停止された場合。
 - エネルギー価格の高騰等、一時的な事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力の買取りを一時的に停止させていただかざるを得ないと判断した場合。
- 買取りの停止にあたり、当社はお客さまのエネファームtypeSにおいて、買取りを停止するための適当な設定変更等を実施することができるものとし、必要に応じてお客さまにはこれにご協力いただきます。
- 買取りの停止は、(1)[1]～[3]に該当する場合、当該事項が判明した時点ですみやかに実施します。また、(1)[4]に該当する場合、書面にて買取停止の3か月前にお知らせします。

10.契約の解除

- お客さまは任意に発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
- 次のいずれかに該当する場合、当社は発電余剰電力買取の契約を解除することができるものとします。
 - お客さまが3.に定める適用条件のいずれかを満たせなくなった場合。
 - お客さまが本規約についての重大な違反を行った場合または当社に虚偽の申請を行った場合。
 - その他、当社が不適切と判断する行為をお客さまが行われた場合。
 - 発電余剰電力買取の停止期間の長期化、電力市場の変化、政策動向等、事業環境の変化等を理由に、やむを得ず、当社が発電余剰電力買取に係る契約を解除させていただかざるを得ないと判断した場合。
- 発電余剰電力買取の契約を解除するにあたり、(1)に示す場合には、お客さまは当社所定の様式により当社に対して発電余剰電力買取契約の解除を申請いただきます。あわせて送配電事業者に対して系統連系手続きおよび発電量調整供給の契約解除に伴う書類作成にご協力いただけます。
- (1)～(3)に定める発電余剰電力買取契約の解除は、(1)についてはお客さまによる契約解除の申請があったとき、および(2)[1]～[3]については当該事項が判明したときに、それぞれすみやかに実施できるものとします。(2)[4]については書面にて発電余剰電力買取の契約解除の3か月前にお知らせします。
- 当社は送配電事業者との協議のうえ、買取終了日を定めます。エネファームtypeSをお使いいただく場合は、当社はお客さまのエネファームtypeSにおいて、契約を解除するために必要な設定を実施します。なお、(2)[2][3]の場合、別途定める標準的な実費をご負担いただきます。
- 発電余剰電力買取の終了日は、発電余剰電力買取契約の解除日とします。
- 当社は発電余剰電力買取の契約解除日までの買電額を、7.(1)に定める手続きにより、お客さま指定の振込先口座へ入金いたします。
- お客さまが(2)[1][2]および11.の定め反した場合、その事由が発生した日以降の買取単価を0円/kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金が行われている場合、当該過入金分を当社に対してご返金いただきます。
- お客さまが、9.に定める発電余剰電力買取の停止、または(1)～(8)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うとともに、お客さまのエネファームtypeSの適当な設定変更等(お客さまの敷地および住宅への立ち入りも含みます。)を実施できるものとします。

11.権利義務の譲渡等の禁止

お客さまは、この発電余剰電力買取により生ずる権利または義務を同居されているご家族もしくは相続人以外の第三者に譲渡し、承継し、またはその権利を担保に供してはならないものとします。

なお、この第三者には、発電余剰電力買取を申し込むにあたってお客さまが当社に申請された住宅をお客さまから譲り受けただけの方、当該住宅を借り受けただけの方を含みます。

12.規約の変更

- 当社は、必要がある場合には、本規約(別表1および別表2を含みます。)の内容を任意に変更できるものとします。本規約変更後は、お客さまの契約期間中であっても、変更後の規約に従っていただくものとします。
- 本規約を変更する場合、お客さまに当社Webサイトを通じて掲示する方法、書面により通知する方法、その他当社が適当であると判断する方法によりその内容を通知します。当社Webサイトへ掲示する方法により通知する場合には、当社Webサイ